

自動静的視野計 1 式

仕 様 書

令和 8 年 8 月

国家公務員共済組合連合会

新 別 府 病 院

【調達背景】

現在、国家公務員共済組合連合会新別府病院（以下、「当院」という。）眼科外来で使用している静的量視野検査計は、平成 15（2003）年 3 月の眼科開設時に導入した、ハンフリーフィールドアナライザーHFAⅡ740（カールツァイスメディック株式会社製、以下、「従来機」という。）であり、実に導入してから 23 年の歳月が流れている。

また、令和 5（2023）年の段階で、「次回故障した場合には修理は困難」とメーカーより指示を受けており、現場から購入要望は提出されていたが、機器更新はできておらず、令和 6 年 4 月に故障が発生し、修理不能証明書が提出されたため、更新することとした。

眼科においては、次期電子カルテの更新により、紙カルテから電子化の予定をしており、従来機では電子カルテとの接続が不可能なため、電子カルテ更新以前に更新をする必要がある。

当院では、コロナ禍終息後の経営状況は悪化しており、直近 2 年間で▲1,000,000 千円の累積赤字を計上しているが、医療器具機械について積極的に投資を行ってきており、三次救急病院として、最低限の医療機器購入・更新は必要であり、質の高い医療を提供し続けるためには、必要なことである。

前回落札に至らなかったために今回は再度の公告となるが、令和 8 年度以降も高額医療機器の先行投資は一定金額以上必要と見込まれる中での調達のため、入札に参加を予定する業者は上述する経緯を十分に理解の上で参加されたい。

1. 必要条件

- ①薬事法に基づく（薬事認可が必要な機器のみ）医療承認を得ている装置であること。
- ②納入後、安定した稼動が出来ること・
- ③本装置の設置に関する作業については、事業者の負担とする。

2. 調達物品名

自動静的視野計 一式

【機器内訳】

自動静的視野計本体

電動光学台

プリンタ

3. 数 量 : 各 一 式

4. 使用目的

ここ数年来、眼科での視野検査計による「視野測定」は従来にも増して重要な検査となってきた。「視野」は「視力」と並ぶ代表的な視機能であり、その検査によって多くの疾患の病変を知り、疾患の早期発見、病理の特定が可能となる。その背景には本格的な高齢化社会における眼疾患の多様化（白内障、緑内障、糖尿病性網膜症、高血圧からくる動・静脈閉塞症、加齢性黄斑変性症等）が挙げられる。

また、緑内障診断の場においては、病理管理の診断・経過観察などに欠かすことのできない検査手法として確立されている。以上の現状を踏まえ、本院眼科では医療施設、患者双方の利益を考慮した静的量的視野検査計の導入を希望する。

5. 構成内訳

（性能・機能に関する要件）

1. 自動静的視野計

- 1－1 検者の熟練度に左右されない客観的・再現性のある検査結果が得られること。
- 1－2 各種疾患に対応した検査プログラムの選択が可能であること。
- 1－3 検査結果を本体ハードディスクに記憶出来ること。
- 1－4 データベース保護のため、ハードディスクの内容を外部保存媒体に記憶出来ること。
- 1－5 診断補助のための統計解析が臨床現場で行なえること。
- 1－6 1－5に適応した統計解析ソフトを標準装備していること。
- 1－7 緑内障性視野欠損の進行の有無を判別するソフトを標準装備していること。
- 1－8 操作は画面に直接指で触れて行なうタッチスクリーン方式を採用しており、初めて扱う被検者でも簡単に操作できること。

2. 電動光学台

- 2-1 患者の体軀に合わせてテーブルの上下が電動で調節可能であること。
- 2-2 車椅子患者がそのまま利用できる設計を採用していること。
- 2-3 長時間の視野検査に耐えられるよう姿勢が楽に保持できる設計を採用していること。

3. オプションプリンタ

- 3-1 検査結果は印刷可能であること。
- 3-2 プリンタは自動視野計本体とUSBケーブルにて接続が可能であること。
- 3-3 プリンタ用紙が簡単に交換できること。

6. その他

(保証期間)

- 6-1 通常の使用により故障した場合に限り、納入検査終了後1年間は保証期間として事業者は無償修理に応じること。

(据え付け)

- 6-2 納入作業は、病院の医療業務を考慮のうえ十分注意して行うこと。
- 6-3 納入にあたっては事業者が責任をもって行い、事故等に関して当院は一切責任を負わないので十分に注意すること。
- 6-4 事業者は物品の取扱いに注意し、事故又は過失により損傷した場合はそれを補償すること。
- 6-5 事業者は物品設置の際に点検・調整及び試運転を行い、当院に十分説明の末、引き渡すこと。
- 6-6 搬入・設置・配線及び調整等に要する費用は事業者の負担とすること。

(その他)

- 6-7 その他、不明な点は、当院の指示に従うこと。

以上